

令和6年度住田町地域公共交通計画等策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、住田町地域公共交通会議が委託する「住田町地域公共交通計画等策定支援業務」の契約候補者を選定するにあたって、提案事業者の業務遂行に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定するプロポーザル及び委託契約に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 住田町公共交通計画等策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「住田町地域公共交通計画等策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする。）のとおり
- (3) 委託契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 提案限度額

金4,719,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 スケジュール

プロポーザル実施要領等の公表	5月10日
質問票の提出期限	5月17日
参加申し込等提出期限	5月23日
業務提案書提出期限	5月29日
企画案のプレゼンテーション	6月10日予定
審査結果通知・公表	6月中旬予定
契約締結	6月中旬予定

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第1項において準用する同令167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (2) 岩手県及び住田町入札参加業者における、入札参加資格停止の期間中でないものであること。
- (3) 経営状況が著しく不健全（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てがある等）でないこと
- (4) 次の税目に未納税額がないこと
 - ・事業所所在市町村及び都道府県に納付すべき全税目

- ・申告所得税及び復興特別所得税、申告法人税
 - ・消費税及び地方消費税
- (5) 住田町暴力団排除条例（平成25年住田町条例第21号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

6 質問・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、電子メール又は、FAX、郵送、持参で提出すること。

【提出先】

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1
住田町住民税務課内 住田町地域公共交通会議 事務局宛
E-mail : jyumin@town.sumita.iwate.jp FAX : 0192-46-2489

- (2) 提出期限 令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）
(3) 回答日 令和6年5月21日（火）
(4) 回答方法 電子メールにより質問者あてに回答するとともに、質問者を伏せた形で住田町ホームページに掲載

7 参加申込書の提出

- (1) 提出方法
下記提出書類を郵送又は持参で提出すること。

【提出先】

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1
住田町住民税務課内 住田町地域公共交通会議 事務局宛

- (2) 提出書類
- ①プロポーザル参加申込書（様式第2号）
 - ②会社概要書（様式第3号）
 - ③業務実績調書（様式第4号）
 - ④誓約書（様式第5号）
 - ⑤事業所所在地の納税証明書（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等）
- (3) 提出期限 令和6年5月23日（木）午後5時まで（必着）

8 企画提案書の受付

- (1) 提出方法
下記提出書類を郵送又は持参で提出すること。

(2) 提出書類

企画提案書	・様式は任意とし、仕様書の内容を踏まえて作成すること。なお、業務の目的を達成するために仕様書に示したものの以外の事項についての提案も可能とする。 ・書類はA4判、片面刷り20ページ以内（表紙、目次は含まない）で作成すること。
業務体制表（任意様式）	・業務実施、管理体制について記載すること。
業務スケジュール表（任意様式）	・仕様書の内容を踏まえて業務進行の工程を記載すること。
見積書（様式第6号） ・別紙様式により作成すること。	・別紙様式により作成すること。 ・仕様書を踏まえた積算の内容とすること。ただし、予算限度額内であれば、業務の追加提案も可能とする。

正本1部、副本7部を提出すること

(3) 提出期限

令和6年5月29日（水）午後5時まで（必着）

(4) 提出書類の扱い

- ① 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の追加、変更は認めない。ただし、発注者の同意があった場合は、この限りではない。
- ② 提出書類は、本件審査後も返却しない。
- ③ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出書類は、提案者の許可なく本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑤ 発注者が認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

9 審査の方針

(1) 選定方法

本要領及び別紙「住田町地域公共交通計画等策定支援業務委託プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき評価を行う。審査の結果、最高順位となった者を契約候補者として決定する。なお、最高順位の者が2者以上の場合は、委員長の点数が高いものを契約候補者とする。ただし、総合評価点が60点に満たない場合は、契約候補者とならない。

参加者が1者のみであった場合でも、審査会において評価を行い、総合評価点が60点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(2) 書類選考

参加申込者が5者を超える場合は、提出された企画提案書について、審査基準に基づく事前審査を行い、上位5者を受注候補者として選定する。なお、審査の結果、上位5者には令和6年6月4日（火）までに参加申込者全員に通知する。

(3) プレゼンテーションの概要及び留意点

- ① 開催日 令和6年6月10日（月）予定
- ② 時間および場所は別途通知する
- ③ プレゼンテーション出席者は、3名以内とする
- ④ プレゼンテーションの時間は30分以内とし、おおむね、提案時間は20分程度、その後、委員からの質疑応答を10分程度で実施する。
- ⑤ プレゼンテーションに使用するパソコン等の備品は、提案者において用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは発注者において用意する。
- ⑥ 企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配布は認めない。
- ⑦ 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ア 提案者が参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提案書類に虚偽の記載又は不備（軽微なものを除く）があった場合
- ウ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- エ 見積額が提案限度額を超えた場合
- オ プレゼンテーションの審査当日、指定時刻に遅れた場合。（公共交通機関の遅延等、提案者の責によらない場合を除く）
- カ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- キ その他著しく審議に反する行為があった等、審査委員会において契約締結が困難と認められた場合

⑧ 審査結果の通知

審査結果は、審査会終了後にプレゼンテーション参加者全員に電子メールで通知する。また、ホームページにて契約候補者及び総合評価点、各評価項目の点数を公表する。審査経過や結果に対する異議は受け付けない。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

11 担当

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1

住田町住民税務課内 住田町地域公共交通会議 事務局 電話0192-46-2113